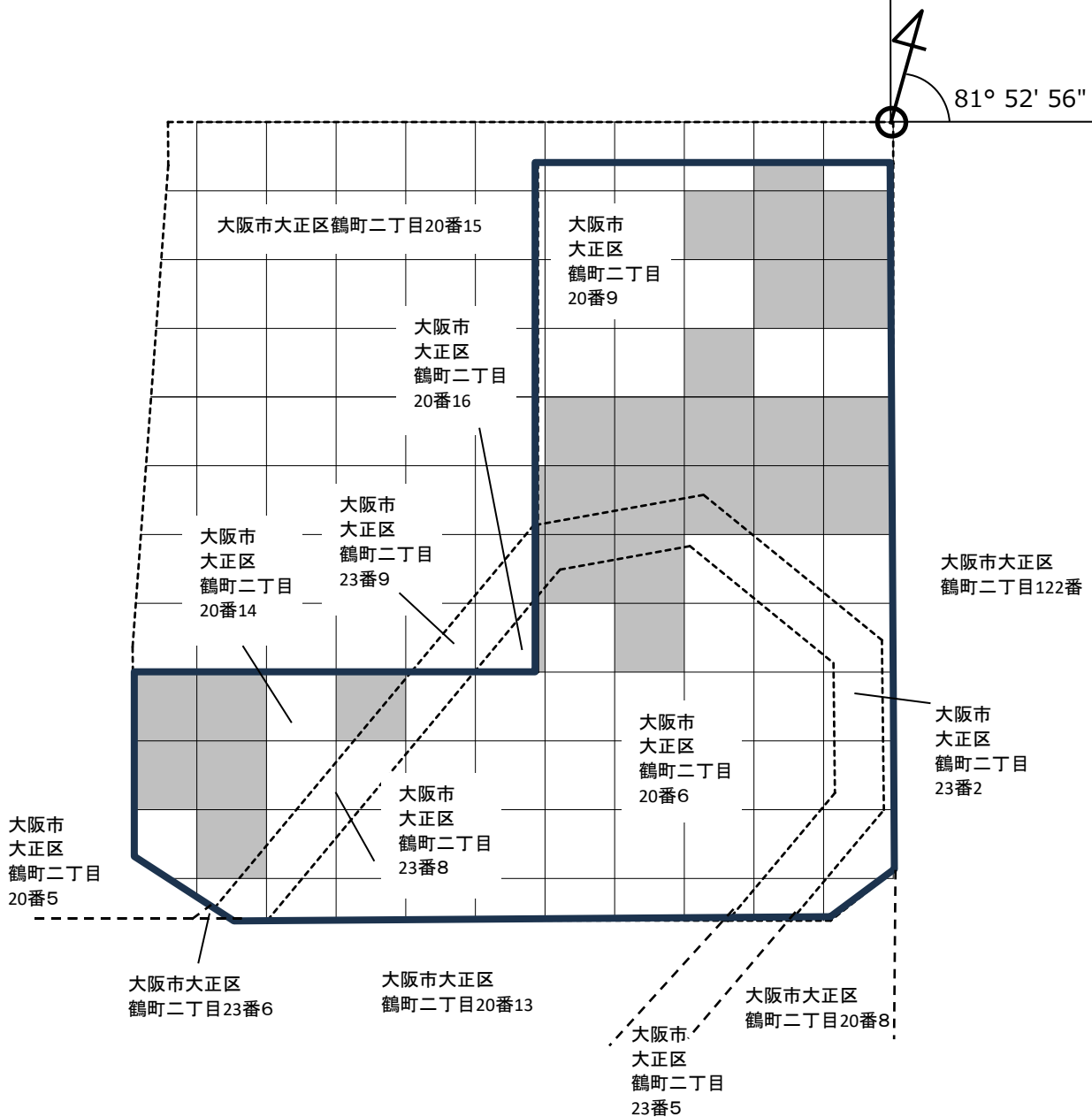


【起点】大阪市大正区鶴町二丁目20番15
(分筆前大阪市の大正区鶴町二丁目20番9)
最北端とした。



【凡例】

- 調査対象地
- 形質変更時要届出区域
- 単位区画
- 筆境界

【格子の回転角度】

起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びに
これらと平行して10m間隔で引いた線を右に81° 52' 56"
回転させて得られる線により、調査対象地を区画した。